

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
の組織・業務の見直し当初案について

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会ヒアリング

説 明 資 料

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

平成19年9月7日

I 法人の事業概要

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的（のぞみの園法第3条）。

1. 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設の設置・運営
2. 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供
3. 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修
4. 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言

II 組織・業務全般の見直し当初案の概要

1. 事務・事業の見直し内容について

(1) 施設の設置・運営に関する事業

① 施設利用者の3割から4割の者を地域生活へ移行

ノーマライゼーションの理念に基づき、施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ

移行するとともに、施設利用者の地域生活への移行に関する援助技術を他の知的障害関係施設等へ情報提供する。

② 新たな利用ニーズへの対応及びサービスモデルの提供

施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、自立訓練等の日中活動サービス（有期限）を提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供する。

(2) 調査、研究及び情報の提供に関する事業

自傷・他害等の行動障害を有するなど、著しく支援が困難な者に対する支援技術等について、関係機関等と連携してその調査研究を行うことにより、重度知的障害者に対する支援技術を確立するとともに、その成果を関係者等に提供する。

(3) 養成及び研修に関する事業

重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の専門的かつ高度な養成研修を実施する。

(4) 障害者支援施設に対する援助及び助言に関する事業

重度知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の援助・助言を行う。

2. 事務事業の民営化、市場化テスト、他法人への移管・一体的実施について

当法人は、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、重度知的障害者の支援に関する調査及び研究等の公的役割を担っており、立ち後れている知的障害者福祉の現状を考えれば、引き続きその役割を担う必要がある。

なお、「のぞみの園」は昭和46年の特殊法人として設立以来、地域での生活や民間施設等での利用が困難な重度・重複の知的障害者の受け入れを行っており、これまで終生保護（終の棲家）としての位置付けであったが、ノーマライゼーションの理念の下、施設から地域へという大きな流れの中で、

施設利用者のうち地域生活が可能と考えられる者の地域生活への移行を進めるとともに、高齢等により地域生活への移行が困難な者については、引き続き当園での生活を余儀なくされることから、引き続き事業を実施する必要がある。

また、当法人においては重度知的障害者の支援技術等の調査・研究を行い、その支援技術等の確立を図るとともに、できるだけ多くの知的障害者が地域の中で生活ができるよう支援技術等の援助技術を他の知的障害関係施設等に提供する役割を担っている。

一方、他法人への事業の移管等については、同種の事務・事業を行う独立行政法人が存在しないことから、一体的実施は事実上困難と考える。

以上のことから、当法人においては現行組織体制で引き続き事業を実施する必要がある。

3. 業務効率化について

(1) 一般管理費、業務費等の見直しについて

施設利用者の3～4割の地域生活への移行等により人件費、物件費が縮減される。

(2) 随意契約の見直しについて

従来、随意契約により実施していた業務について、可能な限り競争入札等の比率を高め、より低コストで効率的に業務を実施することとする。

また、業務の特殊性等を勘案し、随意契約を締結しているものについては、随時内容を精査しながら競争入札の導入について検討していく。

今期中期目標(15年10月～19年度末)に対する具体的な取組状況

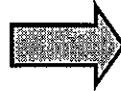
別添

<取組状況>

1. 業務運営の効率化等の事項

① 効率的な業務運営体制の確立

(1) 行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。(※5%以上の削減)
併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進める。



定年退職者の後補充の抑制や給与の計画的な引き下げにより、人員及び人件費を削減

① 常勤職員数(定員・現員)の削減 (※役員を除く)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	310人	308人	305人	299人
現員(期末)	297人	289人	281人	274人

② 役職員(常勤)の人件費総額の縮減 (※退職手当、福利厚生費を除く)

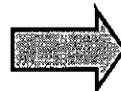
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度
人件費	14.9億円	28.2億円	26.1億円	24.6億円※

※行政改革の重要方針への対応状況
17年度に対して△5.7%

③ 役職員の給与の引き下げ

区分	15年度	16年度	17年度	18年度
職員	俸給△1.20% 賞与△0.25月	俸給 △3.50%	俸給 △3.49%	俸給 △3.50%

(2) 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、19年度の額を、特殊法人時に比べて13%以上削減する。



人件費等を縮減することにより、運営費交付金を削減<目標を達成>

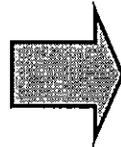
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度	19年度
運営費 交付金	15.6億円	26.7億円	27.0億円	26.2億円	25.5億円※

※独法化前(14年度)と比較すると、△13.1%

＜取組状況＞

② 財務内容の改善

自己収入の増加に努めることにより、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上に
する。



自己収入の増を図り、総事業費に対して38%以上を確保。
＜目標を達成＞

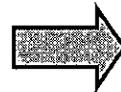
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度	19年度
自己収入	8.7億円	17.1億円	16.7億円	16.5億円	16.2億円
比率※	35.6%	39.0%	38.1%	38.6%	38.8%

※総事業費に対する自己収入(事業費収入)の割合

2. 国民に対して提供するサービス等の事項

自立支援のための取組み

入所者の地域移行を積極的に推進し、入所者数を3割から4割程度縮減する。



区分	地域移行者	その他 (死亡等)
15年度	0名	3名
16年度	5名	8名
17年度	6名	4名
18年度	14名	6名
19年度	7名	3名
計	32名	24名

※15年度は、10月から翌年3月までの6か月。
19年度は、7月31日現在。

- ①施設利用者本人と保護者等の理解と同意を得るための説明会や個別相談を実施。
18年度においては、具体的な事例を視覚的に見せるため、地域移行した者の生活紹介ビデオを製作。
- ②移行先の確保を図るため、地方自治体や事業所に対して協力を依頼。
- ③少人数の共同生活を通じて社会性を養う生活体験ホーム事業を実施。
- ④地域移行の受皿として、直営のケアホームを18年度末に設置し、地元出身の入所利用者を中心に受入れ。



※地域移行した者(19年7月31日現在)

32名 (累計)

＜入所者数443名 (独法化時との比較△56名)＞